

一般質問通告事項一覧表

平成28年 第1回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
1	坂井 美穂	地域が主役となる総合支援事業と認知症施策の推進について	<p>平成27年度介護保険改正では、「介護予防・日常生活支援総合事業」を発展的に見直している。特に「要支援者」が利用している「訪問介護(ホームヘルプサービス)」「通所介護(デイサービス)」が地域支援事業に移行。今後は事業主体が民間企業、NPO、社会福祉法人、ボランティア等へと再構築される。特に地域住民の「互助(お互いに支え合う)」の仕組みを活用した地域づくりが重要とされる。平成29年4月1日の施行まであと1年であるが、ボランティア等の養成・発掘・ネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」の配置を含め、現段階でどこまで進んでいるかをお聞かせ下さい。</p> <p>また、認知症で一番深刻な問題となっているのが徘徊とそれに伴う事故。それには地域ぐるみで支える体制の構築が重要であり、認知症を正しく理解して地域で支える「認知症サポーター」の養成を個人、企業、団体に広く呼びかけ、サポーター養成講座に参加をしてもらいサポーターを増やしていくことが今後のボランティアの育成問題を含め、現在抱えている諸課題の解決の糸口につながるのでは。お考えをお聞かせください。</p> <p>学校教育の現場でも認知症サポーターの養成講座を設けることができないかを教育長にお伺いいたします。</p>	町長 教育長	
2	〃	放課後児童クラブの受け入れ拡大にむけて	<p>昨年4月から子ども・子育て支援新制度がスタート。これは放課後児童クラブの「量の拡充」と「質の向上」を目指したもので、対象年齢も小学6年生までに拡大されている。また質の確保の点から、占用区画の面積が児童1人に付きおおむね1.65㎡以上で、児童の集団規模はおおむね40人以下とされているが、各クラブの現状をお聞かせください。</p> <p>また、支援員等の労働待遇を含めた環境の整備等、省令基準にそった放課後児童クラブのガイドラインが当町において策定されているのか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(2)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>さらに、受け入れ拡大にむけて長期休み限定の放課後児童クラブの開設の検討はできないか。利用者の需要に合わせた運営をすることで通年の枠に空きを作り、クラブに入れない児童をなくすことにつながるのでは。町長のご答弁をお願いいたします。</p>		
3	門田 淳	①新幹線について	<p>3月26日、北海道新幹線が開業し、14年後の札幌までの延伸、倶知安駅の開業を見通したまちづくりについて町長にお伺いします。</p> <p>①わが町としての在来線のあり方について。 ②今後の駅周辺整備の問題点と課題点は。 ③新幹線工事事業者へのまちとしての積極的な対応を。</p>	町長	
4	〃	②林業について	<p>林業の振興策について町長にお伺いします。</p> <p>①わが町の町有林について50年先、100年先を見据えどのように整備していくのか。 ②平成25年度倶知安町森林整備計画に基づき進めている事業の進捗状況は。 ③京極町でも取り入れてる林業認証SGECを取得し、町有林の管理運用をすべきでは。</p>	町長	
5	〃	③学校給食センターについて	<p>平成29年4月の開業を予定している学校給食センターについて町長と教育長にお伺いします。</p> <p>①学校給食業務以外での活用の考えは。(町長) ②民間業者に業務管理委託することが教育委員会議で方向が示されたが今後の課題は。(教育長) ③備品購入費で48,884千円を見込んでいるが、学校給食センターでは地産地消食育推進についてどのように考えているのか。(教育長)</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
6	門田 淳	④ふるさと納税について	<p>ふるさと納税について町長にお伺いします。</p> <p>①条例改正を行うが、どのような事業に使えるのか。</p> <p>②今後の問題点・改善点は。</p> <p>③H27年度の寄附金 313 件の金額の内訳は。</p>	町長	
7	〃	⑤新年度行政改革と将来の行政運営について	<p>新年度行政改革と将来の行政運営について町長にお伺いします。</p> <p>①前年度の組織改革の振り返りと新年度の組織変えの目的は。</p> <p>②未来を見据えた職員の定数は。</p>	町長	
8	〃	⑥人事評価制度について	<p>人事評価制度について町長にお伺いします。</p> <p>①人事評価の結果をどのように給与に反映させていくのか。</p> <p>②マイナス査定はあるのか。</p> <p>③心の病等で長期休業されている職員の評価は。</p>	町長	
9	古谷 眞司	グローバル人材育成について	<p>本町に於いて著しい生活環境の変化に伴い、教育現場においても様々な取り組みをされてきています。特色のある所では英語教育への取り組みであると考えます。そこで教育長へ伺います。</p> <p>①本町の取り組みと、その成果及び評価を伺います。</p> <p>②これまでの施策は、環境変化に対する受け身的な施策であると考えます。そこで、28年度教育行政執行方針に出されている、本町独自の地域性を活かし、創意工夫を重ねさらなる充実した教育として、世界で 140 カ国、日本国内では 36 校が認可を受けている、国際バカロレアの教育プログラムを小中学校または、高校との連携での導入検討について伺います。</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
10	木村 聖子	待機児童解消と保育士確保について	<p>1) 予算上では保育士の正職員数が増えていないが、待機児童はどのように解消していくのかお伺いします。</p> <p>2) 平成 30 年開所予定の統合保育所までに保育士を確保するには、今から正職員数を一定程度増やすことが必要と考えるが、見解をお伺いします。</p>	町長	
11	〃	防災拠点と役場庁舎について	<p>1) 役場庁舎の修繕費が約 1400 万円計上されているが、老朽化している庁舎にかかる修繕費は今後もかさむことが懸念される。庁舎の修繕費用は今後どの程度かかる見込みなのかお伺いします。</p> <p>2) 町政執行方針において、指定避難所における防災機能強化として旧東陵中学校の改修の検討を、他の優先度の高い事業があることから断念したとあるが「災害対策本部」となりうる役場庁舎自体が耐震性を備えていないこと、尻別川氾濫時には水没の危険性があることを考えると、早急な計画推進が必要であるが、旧東陵中学校に庁舎を移転することで、庁舎の建築費用を抑制するとともに防災拠点としての整備も進み合理的と考えるが見解をお伺いします。</p>	町長	
12	〃	まちづくり計画と財源の確保について	<p>大型施設整備の影響により、今後は財政的にも厳しくなると予想されます。幸い、新幹線や高速道路など観光を中心に明るい話題が多い本町ですが、新しいまちづくり計画を進めるにあたり、自主財源の創出を検討する時期にきています。</p> <p>まちづくり計画と合わせて財源の確保策について町長の考えをお伺いします。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
13	作井 繁樹	一、職員の健康・メンタル維持	<p>某生命保険会社が企業・団体を対象に実施した「福利厚生アンケート調査」によると、過去5年間でメンタル不調を理由とした休職者が増えている。更には有給休暇の取得率が低い組織ほど、メンタル不調を理由とした休職者が増える傾向が高いとのこと。</p> <p>職員の健康・メンタル維持のための取り組みが、年々増してきていることは言うまでもないが、町長部局、並びに町教委、それぞれの現状を伺う。</p> <p>1、健康診断の受診率 職員の健康診断受診率を伺う。</p> <p>2、残業時間の実績 職員一人当たりの平均残業時間/月を伺う。</p> <p>3、有給休暇の取得率 職員の有給休暇の取得率を伺う。</p> <p>4、休職者の実数 過去5年間のメンタル不調を理由とした休職者の実数を伺う。</p>	町長 教育長	
14	〃	二、議会答弁	<p>議会は、地方公共団体の最終的な政策の決定、すなわち最高意思決定機関であり、憲法第93条で設置根拠が保障されている。また、議会での質問は、議員固有の権能として与えられており、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせる目的と効果を有するため、質問に対する答弁が軽率であってはならないことは言うまでもないが、答弁に至るまでの道筋を伺う。</p> <p>1、議会の位置付けと答弁の認識 議会の位置付け、並びに答弁に対する認識を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
(14)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>2、質問通告から答弁までの道筋 例えば一般質問の場合、「質問通告→担当課の振り分け→担当課としての答弁書（案）の策定→町長と担当課との勉強会→答弁書の確定→答弁」というような具体的な答弁までの道筋を伺う。</p> <p>3、担当課との合意形成 町長と担当課との合意形成を図る道筋を伺う。</p> <p>4、再答弁、再々答弁の整合性 1回目の答弁と再答弁、再々答弁との整合性を損なわないための防止策を伺う。</p>		
15	〃	三、施策の推進・進捗管理	<p>重要課題への対応や「めざす姿」の実現に向けた取り組み、更には行政改革や財政健全化に向けての各種施策を円滑に進めるためには、計画→実行→評価→改善（PDCA サイクル）の4段階を繰り返すなど、継続的な改善の重要性が高まっていることは言うまでもないが、施策のより戦略的な推進・進捗管理の担保を伺う。</p> <p>1、推進・進捗管理の現状 具体の推進・進捗管理の現状を伺う。</p> <p>2、戦略的な推進・進捗管理の仕組みづくり 推進・進捗管理のために、課長が招集する定例的な「課内会議」（仮称）が必要と考える、見解を伺う。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(15)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>3、戦略的な推進・進捗管理の体制づくり</p> <p>(1)副町長2人制の進捗状況 推進・進捗管理のために、副町長の2人制は有効と考える、進捗状況を伺う。</p> <p>(2)統括課長(ナンバー3)の配置 推進・進捗管理のために、副町長を補佐すべく町長部局全体を統括する「統括課長」(仮称)が必要と考える、見解を伺う。</p> <p>(3)再任用者の活用 推進・進捗管理のために、再任用者を町長直轄の「推進・進捗管理官」(仮称)、「町長補佐官」(仮称)として活用すべきと考える、見解を伺う。</p>		
16	山田 勉	学校給食センター建設に伴う隣接遊休農地について	<p>給食センター建て替えでの用地確定には、十分な準備がされない中、隣接町有地がありながら民地を求める結果になり、農地を遊休化させた。</p> <p>農業委員会では放棄地を無くす為パトロールを実施しており、行政の立場として相反する結果をもたらしている。当時は、市民農園の視察も行い協議をしてきている。この要因を作った教育行政の取り組み方には、多数の町民の声が聞かされており私も疑問を感じている。国の補助金がなくなり、道から特段の支援で地産地消食育推進施設として手当てされ助成金が予算計上されている。今後の取組としてどのように考えているか。</p> <p>隣接農地を購入又は借り受け、町民農園として客土、排水対策を行ない、センターで使用された水を浄化、生ゴミを堆肥化させ再利用する、地方創生にもつながる活動の1つとして、農業経験のある高齢者の方々の力を借り、町民の自家野菜生産を通してのコミュニケーションの場、食を育てる学びの場として展開するなどの取り組みについて、見解を伺いたい。</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
17	山田 勉	道の駅について	<p>羊蹄山麓の近隣の町村では道の駅が整備され、特にニセコビュープラザは19年も経過し全国でも3番目になるほど活気に満ちています。新幹線に続き高速道路も具体的に話が進行している今、町長は11月のまちづくり懇談会の折に、道の駅は道内で殆どの所が赤字で黒字の所は2、3カ所だけ、倶知安はスーパー等農産物をPRして広めていきたいと話していました。</p> <p>国は地方創生の核として道の駅を取り上げ地域活性化の取組みとして、優れた道の駅を関係機関と連携して重点的に支援すると示されている。財政的に厳しい中、お金をかけずに情報発信ができるよう工夫して頂き、後志の中心にふさわしい道の駅が高速道路開通までには完成する事を願いたい。</p> <p>町長の考えを伺う。</p>	町長	
18	田中 義人	公約と執行方針について	<p>選挙時に掲げていた公約について、実現した事、出来ていない事、進捗について伺います。また、平成28年度の執行方針にどのように反映されているのかを伺います。</p>	町長	
19	〃	自治基本条例について	<p>今では全国で約300の自治体が定めている自治基本条例では、首長・議会・職員それぞれの責務を明確にし、情報公開や審議会等への住民参加、更には住民投票など規定して自治を推進し「自治体の憲法」とまで規定されてるようです。</p> <p>事業の決定・実施プロセスの可視化を進めなければならない状況と感じておりますが、町長に下記の見解を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治基本条例について町長の見解は 2 条例施行をした場合、PDCAへの影響は 3 「補完性の原理」と「複数信託論」についての見解は 4 自治基本条例と議会基本条例の関連について見解は 5 エリアマネジメント条例との関係性について 	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
20	榊 政信	農業委員会法の改正 でどう変わるか	<p>農政改革の一つである農業委員会法の一部が平成27年9月4日に改正され今年の4月1日より施行となります。</p> <p>本年1月発行の「倶知安農業委員会だより」にも法改正のことが掲載されておりましたが、改正のポイントは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等の利用の最適化の推進を行う業務が任意業務から必須業務に位置付けられた。 ・農業委員の選出方法が、これまでの公選制を廃止して、町長による任命制に変更となった。但し、議会の同意が必要で、委員の過半は、認定農業者とする。また、女性や青年も積極的に登用する。 ・農地利用最適化推進委員を設置し、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う。 ・農業委員会ネットワーク機構を北海道や国に組織する。現在の道農業会議と全国農業会議所を指定法人化したもの。 ・これまでの建議の法定業務が廃止され、施策の改善意見を提出することが義務付けられた。 <p>などが挙げられます。</p> <p>現在の委員の皆さんの任期である平成29年7月までは、現体制で引き続き活動されますが、これらの法改正について、農業委員会会長のご所見を伺います。</p> <p>また、権限が増すことになる町長の見解と今後の対応についてもお聞かせ下さい。</p>	町長 農業委員会 会長	
21	〃	行政、公務員に対する訴訟対策をどう考える	<p>本町は、平成 25 年 9 月 4 日付で山田地区の冷水川転落死亡事故に基づく損害賠償請求訴訟の被告として提訴され、現在も裁判が継続中のようです。9500 万円余りの損害賠償等の支払いを求められており、新年度予算にも訴訟事務委託料が計上されておりますが、裁判の状況について、説明願います。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(21)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>住民による監査請求や住民訴訟が地方自治法で規定されており、日々の行政活動が司法のチェックを受ける対象となっております。また、多くの外国人が訪れる町でもあり、住民登録をして居住している外国人も多く、町を相手に訴訟を行う可能性が増すことも考えられます。町としての対策についての考えを伺います。</p> <p>また、地方自治体としてではなく、職員や首長の責任を問われるケースもあります。国家賠償法では、職員が敗訴した場合、公共団体がその賠償を行う事になっておりますが、職員に故意又は重大な過失があった場合は、町は、その職員に対して求償権があるので、職員や首長の損害賠償の責任が無くなる訳ではありません。ある市では、市長や幹部職員が賠償保険に加入して賠償訴訟に備えているとの話も聞きます。</p> <p>本来、このような事態になることが無いように法令遵守や道徳、倫理など社会規範を守った行動が第一ではありますが、万一の訴訟に対する備えや対策について、町長の見解や町の対策についてお聞かせ下さい。</p>		
22	〃	観光中核施設事業は、再考が必要ではないか	<p>平成26年1月に観光中核施設基本計画が策定され、平成27年第1回定例において、一般会計予算で実施設計業務委託料980万円が計上されました。基本計画では、町有地を定期借款し民間によるPFI方式により建設し、官民連携の施設として運営するとありました。実施設計にあたっては、PFI方式であるので、パートナーである民間事業者と運営計画を十分精査し、検討委員会とも連携して事業を進めて行くよう求めたところです。</p> <p>しかしながら、昨年12月の行政報告において、建設地の土地の特性や民間建築の条件設定など様々な課題に直面し、整備計画の見直しに言及され、この度、一般会計補正予算で実施設計業務委託料が取りやめの減額となりました。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(22)	(榊 政信)		<p>前頁より</p> <p>ところが、平成28年の新年度の一般会計予算に「観光中核施設基本・実施及び地質調査業務委託料」が計上されております。12月に整備手法の見直し検討が発表され、基本計画の改定が行われない中での予算計上です。行政手続き上の問題があると思われませんが、これまでの経緯と対応について、ご説明願います。</p> <p>当初の基本計画に変更が生じる場合、速やかに計画の見直し作業を行うべきであり、事業費の見直しや財源確保を確実にしてから、次の作業である基本設計に取り掛かるべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせ下さい。</p>		
23	森下 義照	温泉施設利用の確立 対策について	<p>町内の公衆浴場が 2014 年に廃止され、その後は、浴場のない家庭は福祉センターのデイサービス使用の浴場で入浴中であります。</p> <p>また、他の町民は、ホテルようてい温泉を公衆浴場のように毎日利用している人達が多く、さらに外国の人達も多く利用されております。</p> <p>この度、公衆浴場が変わる唯一のようてい温泉で、入浴券に 3 月 31 日までの使用期限が表示された事により、一時いろいろな噂が流れたことは、多くの方が知り得ております。</p> <p>この中であって、町民からは、町で温泉確保を何とか考え、町民の癒しの場合を、例えば、元ホームック跡に以前温泉が出ているものと合わせて、道の駅複合施設建設実現を図るべきではないのか等声が多くありました。しかし、今は無理な話であり、せっかく一番近いようてい温泉があるので、町の事情を率直に話し合い、町民が安心して利用出来る状況を生み出すことが大切であると考えます。</p> <p>ようてい温泉が、安心して利用出来る状態が確保できれば、町民の癒しの場合となり、老若男女問わず絆の充実と町の活性化につながるものと思います。幸いに便利なじゃがりん号も、玄関前迄の経路になっており、さらなる活用が多くなるものと考えますが、町長は、他温泉施設や料金体系等を検証し、温泉利用の確立を図る事に対してどの様な対策を考えるのかお伺いします。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
24	三島 喜吉	北海道横断自動車道 倶知安－共和間着工 と町づくり	<p>倶知安町にとって北海道新幹線の 2030 年倶知安開通と同じく期待されている、北海道横断自動車道の倶知安－共和間の 2016 年度新規事業採択時評価の手續きに着手することが 3 月 3 日国土交通省から発表され、今月下旬にも着工の決定との報道がなされております。この着工により観光・防災・医療と大変大きな効果が期待されており、一日でも早い開通が望まれております。</p> <p>そこで、町長のお考えの北海道横断自動車道と町づくりのビジョンについてお伺い致します。</p> <p>1.倶知安町市街地へのアクセスへのインターチェンジの予定地の位置について</p> <p>2.北海道横断自動車道と町づくりビジョンについて</p>	町長	
25	〃	農業担い手対策について	<p>倶知安町の基幹産業である農業の担い手対策については、永遠の課題ともいえる重要な課題であります。先月、農業委員会でも若手農業者と役場女性職員との交流会が開催され、盛況な会の報告がされておりました。</p> <p>1 月現在で倶知安町農家戸数は 175 戸であり、農家戸数も減少の傾向にあります。このような中で大変重要な課題ではありますが町長のお考えをお願いします。</p> <p>1.農業後継者の世代別の状況について</p> <p>2.農業後継者の未婚率の状況について</p> <p>3.今後の花嫁後継者対策について</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
26	三島 喜吉	農業新作目導入対策 について	<p>倶知安町の基幹作物の馬鈴薯が倶知安町農業を支えていると思っておりますが、最近特に馬鈴薯の価格低迷で馬鈴薯を主軸においている農家の経済状況が低下してきている現状にあると言われております。</p> <p>このような状況の中で、馬鈴薯を補完していく高収益作物への期待を望む声が大きくなってきております。</p> <p>平成28年度予算のなかで多少予算もみておられますが、農協青年部等の若手農業者の力を借り、ビニールハウス等の支援をしながら検討・研究をしていく必要があると思います。</p> <p>そこで、倶知安町農業を守り育てていくためにも町長の前向きなお考えをお願いします。</p>	町長	
27	小川 不朽	現給食センターと現 3保育所の跡地利用 構想について	<p>新学校給食センター及び新統合保育所の新築移転に伴う、それぞれの跡地利用のその構想について伺う。特に倶知安保育所跡地は、小・中・高校に隣接・近接、さらには通学路に面していることから、有効利用の慎重な検討が必要と考えるがその構想について伺う。</p>	町長	
28	〃	「小学校適正配置に 関する基本計画」の 策定について	<p>平成20年11月、よりよい教育環境を整備するとして、町教育委員会は町学校適正配置審議委員会へ基本的考え方及び具体的方策について諮問し、5年にかかる論議の後、平成25年11月に小学校の適正配置に関する答申が示されている。しかし、答申を受けてから2年以上も経過し、現在なお小学校適正配置計画の策定までに至っていない。今後における本町人口動態の推移や将来的なまちづくり動向を鑑みながら、今一度、計画作成の仕切り直しが必要と考える。</p> <p>次頁へ続く</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(28)	(小川 不朽)		<p>前頁より</p> <p>以下、伺う。</p> <p>①来年度の各小学校において予定される学級編制（児童数及び学級数）について。</p> <p>②小学校適正配置計画案の策定のこれまでの取り組みの経過と、今後の策定から実施までの計画について。</p>		
29	笠原 啓仁	「エリアマネジメント」財源確保の新たな方法は	<p>一昨年の9月定例議会において議員提案による「倶知安町ニセコひらふ地区エリアマネジメント条例」が賛成多数で可決されました。</p> <p>私は「財源確保の方法が定まった段階で条例を提案すべき」との立場から条例案に反対しました。「立派な車（エリアマネジメント条例）を用意しても肝心の燃料（財源徴収条例）がなければ、それを1mたりとも進めることはできないのであります」と私が反対討論で述べたとおり、施行からすでに1年半が経過した現在においても、財源確保の方法が定まらないエリアマネジメント条例は機能停止状態です。</p> <p>町政執行方針で町長は、「エリアマネジメント組織は必要だ。財源のあり方をより具現化させていく」と述べています。財源確保の前提としていた地方自治法の受益者分担金制度の活用が法的に無理だということが明らかとなった現在、それにかわる財源確保の方法をどう考えているのでしょうか。</p> <p>私は、「地域コミュニティ税」（この場合、ひらふ地区に限定したのではなく、町内全域が対象となる）などの税方式も検討に値するものだと思います。町として現時点で検討されている内容について聞かせください。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
30	笠原 啓仁	「ひらふ中核施設」 設置の遅れは問題解 決の遅れとなります	<p>今年度に予算計上されていた「ひらふ高原地区観光中核施設実施設計事業委託料」は未執行となり、減額補正（補正予算案は賛成多数で可決）されました。</p> <p>一方、新年度予算には同施設に関わる事業費（実施設計業務と測量業務）として新たに 31,484 千円が計上されています。施設建設に対する町としての方針変更があったものと思われます。そこで、以下の点についてお尋ねします。</p> <p>①方針変更にはそれなりの理由があり、さまざまな状況や要因を総合的に考えた上で町長が最終判断したものと思われます。補正予算審議の際にも簡単な説明がありましたが、改めて方針転換に至る経緯と最終判断を下した町長の見解について、わかりやすくご説明ください。</p> <p>②中核施設をめぐる町としての新たな方針について、現地の方々との意見交換や協議などは行われているのでしょうか（行われている場合はその内容と現地の方々の反応などについてもご説明ください）。</p> <p>③当初計画よりもコンパクトになったとしても、現地のニーズに対応できる機能や役割を果たせるものであれば、町が考えている中核施設の建設を進めるべきと思います。施設建設の遅れは、そのまま現地における問題解決の遅れにつながると思います。その点について町長はどう考えていますか。</p>	町長	
31	〃	「公契約条例」地域 活性化の切り札です	<p>国や地方自治体の厳しい財政状況が「官制ワーキングプア」など、さまざまな社会現象を引き起こしています。そうした状況を打開するための一つの方法として「公契約条例」の制定が全国の自治体で徐々に広がりつつあります。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(31)	(笠原 啓仁)		<p>前頁より</p> <p>公契約をめぐる悪循環と好循環を図式化すると以下のようになります。</p> <p>1.現状の競争入札による地域経済の悪循環 ①国・地方自治体→厳しい財政状況→予定価格の下落 ②民間事業者→落札価格下落による利益減少→人材の確保困難 ③公契約で働く人→落札失敗時の解雇→賃金など労働条件悪化→正規雇用から非正規雇用へ→不十分な教育訓練・技術継承、労災事故のリスク ④国民・住民→事業・サービスの質の低下→工事などの質の低下</p> <p>2.公契約条例制定による地域経済の好循環 ①国・地方自治体→税収の増加→社会保障の低下 ②民間事業者→適正な利益の確保→優秀な人材の確保→後継者不足の解消、技術・技能の伝承 ③公契約で働く人→適正な労働条件の確保→雇用の維持・安定→モチベーションの向上 ④国民・住民→事業・サービスの質向上→住民の福祉の向上</p> <p>「公契約条例」は本町の経済活性化の切り札となり得ます。重要政策として制定に向けた研究・検討を開始すべきと思います。いかがでしょうか。</p>		
32	〃	「防災と町内会」防災における町内会の位置づけは	<p>東日本大震災から5年が経ちました。災害時における自治会や町内会などの地域自主組織の機能と役割が改めて見直されています。自然災害や原子力災害に対する防災という面から考えた場合、わが町の自治会や町内会組織はどうあるべきなのでしょう。以下の点についてお聞かせ下さい。</p> <p>①自然災害や原子力災害に対する本町の防災における自治会や町内会の位置づけ、機能、役割をどのように考えていますか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(32)	(笠原 啓仁)		<p>前頁より</p> <p>②町内には約 100 近くの町内会・自治会がありますが、どこにも共通しているのが「加入率の低下」です。本町の防災上、自治会や町内会などの自主組織の役割が重要であるとの認識に立った場合、こうした状況に町としてどう対応していきますか。</p> <p>③本町の防災計画の修正に当たり「地区防災計画」を策定することとしています。この場合の「地区」とはどこを指すのでしょうか。また、「地区防災計画」の作成主体は誰なのでしょうか。</p>		
33	〃	「障害者差別解消法」本町としての取り組みは	<p>2013年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、今年4月1日から施行されます。</p> <p>国や地方公共団体等の行政機関に対しては、障害を理由とした不当な差別的な取り扱いの禁止や障がい者に対する合理的な配慮などが法的に義務付けられています。そこで、以下の点についてご説明ください。</p> <p>①法律で市町村等に義務付けされている事項（町長） ②①に関する本町としての取り組み状況（町長） ③同法施行に伴う学校現場での対応状況（教育長）</p>	町長 教育長	
34	〃	「新選管委員長」就任に当たっての抱負は	<p>公職選挙法が改正され、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この夏の参議院議員選挙から適用されます。旭選管委員長におかれましては就任早々の大きな仕事となります。新制度下での選挙までの期間も残りわずかとなり、啓発・周知活動など選管としての準備も大変かと思えます。</p> <p>今夏の「18歳選挙」や今後の選管運営に対する新委員長としての抱負などについてお聞かせ下さい。</p>	選挙管理委員会委員長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
35	原田 芳男	平成 28 年度町政執行方針について	<p>町の政治は住民目線で、暮らし、営業を応援する、町民に密着した町政が求められます。 その観点で、執行方針にそって次の点を質問します。</p> <p>1、子育て支援 学童保育について～指導員の処遇改善 保育料について～旧保育料との是正措置 保育所のありかたについて～待機児童の発生懸念（統合保育所設置後）</p> <p>2、観光振興の支援 エリアマネジメントについて～具体的な対応 観光中核施設について～地元意見は反映されているのか</p> <p>3、住環境の支援 JR のダイヤ改正に伴う諸問題について～倶知安ー長万部間減便に伴う通勤・通学への支障 泊原発について～廃炉に向けた意思表示</p> <p>4、教育大綱について～どのように予算に反映しますか</p> <p>5、予算を見ると大型公共事業が中心といえるものとなっています。 一方で合同墓などの、住民要求は先送りとなっています。町長は住民要求に応えるべきではないでしょうか。</p>	町長	
36	〃	TPP について	<p>国は TPP の関連法案を国家に提出しましたが、アメリカの大統領候補が TPP の反対を表明するなど情勢は混とんとしています。又、今般ニセコ町で行われた説明会や知事の影響試算、国会でのやり取りでも例外の規定がないことも明らかになり公約違反、国会決議違反が明らかになりました。</p> <p>国は自給率の計算においても影響がないとしています。計算の基礎から多くの品目を除外しています。多くの農業に従事する若者が不安を感じています。</p> <p>町長は国に TPP からの離脱を要求すべきではないでしょうか。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
37	〃	平成 28 年度教育行政 執行方針について	<p>町の教育行政は、子供たちの立場で、真に役立つ教育環境を構築することが求められます。その観点で、教育行政執行方針にそって次の点を質問します。</p> <p>1、豊かな心と健やかな体の育成 フッ化物洗口について～やめるべき 就学支援について～中学校入学時の援助増額と前倒し支給</p> <p>2、教育環境の整備・充実 学校給食センターについて～民間委託で食育指導等責任を持ってできるのか 適正配置について～1クラス 40 人 4 学級をベースにした基本計画はやめるべき</p>	教育長	